

防災無線について。

防災無線は緊急性の高い防災情報のはずです。最近の自治会加入率は年々低下し平成 28 年 4 月は 62.3%と聞く。自治会役員の負担が大きく、役員のなり手がなく、指名を受けた時には自治会脱退というケースもあるとも聞く。万膳地区での議員とかたろ会でコミュニティ無線の更新時の自己負担に感じたくない、自治会を脱退するとの声もあった。防災無線が多くの人に届かない事態が拡大するのはと危惧する。そこで3点を問う。

1. 個人で持っている受信機で市の防災無線を傍受することは可能か？ 違法性はないか？ 周波数調整の補助は考えられないか？

危機管理監：霧島市では、市民の皆様には災害情報等を迅速かつ確実に伝達し、生命及び財産の保護を確実にするための一つの手段として、屋外で拡声する屋外拡声方式（屋外スピーカー）と住宅内で受信する戸別受信方式による防災行政無線を整備することとし、戸別受信方式については、防災行政無線と自治会等で整備されているコミュニティ無線を接続するための整備を行う旨を、「霧島市地域防災計画」や「霧島市防災行政無線統合デジタル化基本構想」に規定しており、個人単体の受信機で防災行政無線の電波を傍受することは、想定していない。そこで個人で持っている受信機で防災行政無線を傍受することは可能か、というご質問であるが、各地区自治公民館等で整備されているコミュニティ無線の戸別受信機の場合、受信可能な周波数帯は150MHz帯、348MHz帯、460MHz帯であることから、防災行政無線の周波数帯である59.3MHz～65.5MHzを直接受信することはできないが、防災行政無線と接続している地域のコミュニティ無線基地局から送信される防災情報を傍受することは、電波法上抵触しないものと認識する。なお、周波数調整の個人への補助については以上のようなことから、現時点では、考えていない。

2. 防災無線を市民の4割が聞けない状況をどのように思うか？

危機管理監：自治会の加入率を念頭においての質問であると推察するが、それらの方々にも屋外拡声子局の放送は届いているものと認識する。基本的に防災行政無線は、防災情報を伝達する一つの手段であり、市としては、ほかにも、携帯電話の緊急速報メール、コミュニティFMの緊急割込み放送、テレビのデータ放送、市ホームページ、広報車による呼び掛けなど複数手段を活用し、多くの方々に伝達できるよう努めており、新たな伝達方法についても調査・研究しているので、理解して欲しい。

3. 防災無線の発信が行われたとき、その内容を携帯電話等で再確認する方法は採用できないか？

危機管理監：防災無線の放送が行われたとき、その内容を携帯電話等で再確認する方法はないか、というご質問であるが、現時点では、防災行政無線の屋外スピーカーで放送する際には、放送原稿を警備員室にも渡してあるので、安心安全課又は夜間・休日は代表番号に電話すれば再確認できる。今後は市ホームページへの掲載や、さらに有効な方法についても検討したい。

Q：コミュニティ無線で自宅にいらっしゃる方は防災無線を聞くことができます。自宅にいらっしゃる方は1割以下かもしれない。屋外の方はスピーカーで何か放送されたようだとと思われる方が大半ではと思う。野外にいる方が放送内容の確認を出来る何らかの方法を考える必要はないか？

危機管理監：屋外にいて、今何が放送されたのかを確認する手段としては、電話で問い合わせし、放送内容を確認する方法がある。屋外スピーカーで流す放送変更は安心安全課、警備室にある。電話すれば放送内容を確認できる。他の手段として、屋外にいる方にプッシュできないか検討している。

Q：市街地でもコミュニティ無線が設置されているのは6割程度。緊急性を要する防災情報をあま

ねく市民の方々にお伝えする重要性は極めて高い。きっちり伝える方法として市に聞いて欲しいということであるが、その問い合わせ先は広報されているか？

危機管理監：放送で分からない時の問い合わせ先はホームページにある。このような場所でも周知をしていると思う。議員の皆様にお願ひする。地域に帰り、分からないことがあれば安心安全課に電話するように伝えて欲しい。